

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和8年3月5日

広島県知事 横田 美香

1 業務内容

(1) 業務名

令和8年度半導体関連産業への新規参入促進事業に係る企画運営業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

(4) 履行場所

広島県内

(5) 事業予算額

金 22,105 千円

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 本県調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (4) 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 法人格を有する団体であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (8) グループで応募する場合は、全ての構成者が、上記(1)～(7)の要件を満たしていること。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

広島県ホームページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>) の入札情報

電子メール syohando@pref.hiroshima.lg.jp

イ 交付期間

令和8年3月5日（木）から令和8年3月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日

に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アに記載する広島県ホームページからダウンロードする、又は上記(1)アの電子メール宛てに請求すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの電子メール

ウ 提出期限

令和 8 年 3 月 13 日（金） 午後 5 時

エ 提出方法

電子メールにて、上記ウの期限までに必着することとする。また、電子メール送信後は、電話にてその旨を連絡すること。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 8 年 3 月 16 日（月）までに申請書に記載の連絡先へ電子メールにより通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの電子メール

イ 提出期限

令和 8 年 3 月 24 日（火） 午後 1 時（必着）

ウ 提出方法

電子メールにて、提案書 PDF データを提出すること。宛先は上記(1)アの電子メールとし、件名の先頭に「【半導体プロポーザル】」と付すこと。また、電子メール送信後は、電話にてその旨を連絡すること。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書及び提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、広島県商工労働局所管公募型プロポーザル方式等選定委員会（産業振興施策）が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 日 時：令和 8 年 3 月 27 日（金）

イ 場 所：オンライン

ウ その他：開始時間等の詳細は、提案書提出者に対し、別途通知する。

(3) 提案書評価基準

評価項目については、「令和8年度半導体関連産業への新規参入促進事業に係る企画運營業務提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(4) 結果の通知

令和8年3月30日（月）までに、全ての提案書提出者に対し、電子メールにより通知する。

5 その他

(1) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。

この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約保証金

免除

(4) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 公募型プロポーザルの延期及び中止

本件公募型プロポーザルに係る歳入歳出予算が見積書の提出期限までに議決されなかった場合又は減額若しくは削減があった場合は、本件公募型プロポーザルを延期又は中止する。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 県の競争入札参加資格の認定

最優秀提案者に選定され契約の相手方となった者は、原則として、発注に対応する契約種目について、県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等に係る告示に基づき、県の競争入札参加資格の認定を受けるものとする（すでに発注に対応する契約種目について認定を受けている者を除く。）。

(8) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県商工労働局半導体産業課（広島県庁東館2階）

電話（082）513 - 3308（ダイヤルイン）

電子メール syohando@pref.hiroshima.lg.jp

※電子メールで問い合わせる場合は、件名の先頭に「【半導体プロポーザル】」と付すこと。また、電子メール送信後は、電話にてその旨を連絡すること。